

## 令和4年度第11回教育研究評議会議事録

日時 令和5年3月15日(水) 14:30～17:06  
場所 農学部総合棟大講義室  
出席者 日詰、塩尻、川田、森田、大場、川村、片田、池田、高倉、近藤、田島、桐谷、熊倉、村山(Web)、笹原、小西、田中、山本、喜多、木村元彦、鳥山、加藤、江口、猪川、原、木村、間瀬、坂本の各評議員  
欠席者 金原委員、本橋委員  
陪席者 鈴木、河島の各監事、井柳学長補佐、栗井学長補佐(Web)、下村学長補佐(Web参加)

### I 前回議事録の承認について

令和4年度第10回教育研究評議会議事録(案)を原案どおり承認した。

### II 審議事項

#### 1 静岡大学の将来構想について

議長から、静岡大学の将来構想について、資料1-1により、令和5年2月16日～令和5年3月15日までの会議等の開催状況の報告があり、次に、資料1-2～資料1-6にについての説明があり、意見交換が行われた。

<審議事項1 静岡大学の将来構想について委員等から出された意見>

- ・ 近藤委員：学長の目指す着地点とは、学長私案で学内の合意を取り付けて浜松医科大学との更なる協議に臨むということなのか。
- ・ 議長：懇談会の内容については自分の思いの丈をかなり自由に述べたものである。そこに至るプロセスについては、学内、学外共にお互いに話し合いの土俵に乗れるようにもって行くようにしなければならないと考えている。モデルチェンジ案にはいろいろなパターンがあると理解しており、どのような形であれば文部科学省が受け入れるのかところも含めて議論をしていかなければならない。自分の思いとしては1法人1大学というものがあるが、それがどうしても実現できないのであれば、代案として色々なことを考えなければならないし柔軟性を持って対応しなければならない。
- ・ 田島委員：資料47ページの平成30年度地方大学・地域産業創生交付金の申請について記載されているが、交付金申請に関する合意形成はいつ図られたのか。学内で議論された記憶がなく、また、申請書の量と申請スケジュールを考えた時に事前に浜松市、浜松医科大学、静岡大学で調整が行われていたということと考えられるが、合意書締結以前に3者間でこのような了解があったということか。
- ・ 議長：資料の範囲でしか回答できないが、資料21ページの平成30年度第5回TMMメモを見ると同交付金についてやりとりがあったと推測できる。
- ・ 木村雅和委員：同交付金の支援の対象、中心はベンチャー支援であって、大学改革についても盛り込まれているが支援の対象ではない。平成30年度のTMM、あるいは静岡大学と浜松医科大学の執行部間での議論の中で統合再編の部分が最後の段階で盛り込まれたものではないか。
- ・ 田島委員：TMMとはいったいどのような位置付けのものだったのか。
- ・ 議長：理事を中心とした局長、部長の懇談会のようなものだったと理解している。
- ・ 木村雅和委員：そのような理解でよろしいと思う。学長、理事、関係事務局で情報共有を行っていた。
- ・ 桐谷委員：TMMは議事録を残しているのか。また、規則上、明記されているのか。
- ・ 議長：議事録についてはメモ程度のものしかなく、規則上、明記されていない。
- ・ 田島委員：過去に役員会前にTMM了承という資料がいくつかあった記憶している。TMMは懇談会ではないのでないか。このようなTMMという組織と意思決定の在り方につ

てどう思われるか。

- ・ 鈴木監事：印象から言えば執行部の中で正式な議論を行う前の合意形成の場ではないかと理解する。
- ・ 片田委員：自身が参加したことはないがTMMとは現在の理事懇談会に相当するもので、正式な会議ではなかった。役員会等に進む前に各役員で情報共有を行うというものではないか。
- ・ 桐谷委員：非公式な場で重要なことが決められたということに問題があったということ是指摘せざるを得ない。
- ・ 川田委員：資料4 7ページが入っている意味は何か。製作者不明のホームページを資料として採用している、大学がこの内容を承認している理由を教えてください。
- ・ 議長：資料4 8ページ以下の申請書がどこに入っていたのかということを示す引用のページと理解していただきたい。
- ・ 川田委員：製作者不明のホームページを会議資料に使用するのはいかがなものか。また、申請書についてTMMの位置付け等、意見はあると思うが、自分の意見としては当時の執行部がTMMの中で議論を行い意思統一をした上で、その後、学内の構成員へ説明されておりそれほど問題ないのではないか。
- ・ 井柳学長補佐：このような交付金の申請等は学内の正規の手続きを踏んで進めるべきものであるが、例えばTMMが決定権のない会議体であったのなら、今後はどのように進めて行くのか。
- ・ 川田委員：TMMでの議論については「大学の再編統合は、参考という位置付け」と記載されているので、当然そのような議論であったと理解している。将来的に例えば地域連携プラットフォームを進める際に、まず大学全体の了解を得ないと進めないというのでは難しいのではないか。そういう方向で議論していきたい計画の段階の話は十分にあり得るのではないかと自分は考える。
- ・ 井柳学長補佐：申請書を勝手に出しても良いということか。
- ・ 川田委員：大学名で申請する以上、大学としての了解は必要だと考える。ただ議論の方向性を全体に図るのは良いと思うが、その承認を得ることまでを大学全体に諮ることは時間がかかることであるので、このような形で考えているので大学として申請をさせていただきたいという話なのだと考えている。
- ・ 井柳学長補佐：平成30年度地方大学・地域産業創生交付金の申請について、当時のルールに則って行われたのかどうかを伺っている。
- ・ 片田委員：一般に補助金の申請署は学長の決裁によって提出するのが一般的であり、その点ではルールを逸脱していない。申請を行ったことについてTMMで議論すること、まずこの申請を行おうということも方向性としては問題ないと考えるが、この段階で再編統合がある程度決まっていて連携協議会が後だったのか、そうではないのかという部分には疑問は残る。ただし、こういう経緯があったという事実は示すが学長の仰る通り合意書以降の部分についての議論が重要ではないか。
- ・ 笹原委員：平成27事業年度に係る業務の実績及び第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書に「第一期の組織運営の検証を行い、本部及び部局運営の在り方について、改善を進める。」という項目があり業年度に係る業務の実績に関する報告書において「第1期の組織運営の検証を行った結果、①全学の重要課題等に係る企画を戦略的に審議するため、従前の総合戦略会議と企画調整会議を統合・整理し、教員と職員で構成する「企画戦略会議」を設置する、②大学の意思決定の迅速化を図るため、役員会の開催回数を月1回から3回に増やす、③教育研究評議会等での効率的・重点的議論に資するため、議案の論点整理等を行う役員懇談会を設け、役員会と同日に開催する、④役員間の問題意識や情報の共有化と重点課題への対応に係る基本路線の合意形成を図るため、役員連絡会（TMM）を設置し毎週開催する、こととした。」記載されており、TMMについては非公式ということであったが中期目標の中で定めた組織改革の中で設けられたものではないか。
- ・ 片田委員：公式か、非公式かは規程に記されているかどうか、権限が与えられているかどうかということである。更に言えば、何かを決定する際には法定会議を通すこととなるが、TMMは法定会議ではない。

- ・ 笹原委員：公式か、非公式かはともかく、その当時TMMは大学の中で位置付けられて行われていたことは間違いないのではないかと。
- ・ 片田委員：位置付けられていたというよりも、そのような会議が行われていたというのは事実であろうが、これが公式な会議で決定権のある会議ではないのではないかと。
- ・ 笹原委員：例えば企画戦略会議は審議機関ではないが、非公式かと言えばそうではないと思うのと同様に、TMMも公式であったと思う。
- ・ 片田委員：例えば理事懇談会、役員懇談会も正式ではない。自発的に理事たちの情報共有のために行われているものである。
- ・ 笹原委員：公式と正式は違うのか。
- ・ 片田委員：決定権があるかどうかと言えば公式の場で行われる。その教育研究評議会、役員会へのプロセスの中で事前に意見交換を行う場があるということである。正式ということ言えば権限はそこにはない。企画戦略会議でも同様ではないか。
- ・ 笹原委員：企画戦略会議が公式、正式ではないと言われればそれは違うのではないかと。
- ・ 片田委員：後日整理することとしたい。
- ・ 議長：規則上どのように位置付けられているか等は整理したほうが良いと考えるが、そのあたりは調整させていただきたい。
- ・ 田島委員：モデルチェンジに関して半年程度で学内合意を目指したいとのことだが、全く白紙であるのか。何もない状態では議論は進まないのではないかと。
- ・ 議長：モデルチェンジ案にはいろいろなパターンがあると理解しており、浜松医科大学をはじめ関係するステークホルダー、学内の考えをくみ取る中で、何が大事かを考えていかなければならない。そのあたりについて、今、軽々に示すことは難しい。
- ・ 田島委員：学内合意が得られてもそれが浜松医科大学に受け入れられないという場合も想定されているということか。
- ・ 議長：それはあると思う。また、法人統合の方向性に向かうとするならば、文部科学省との意見交換の必要があると思う。全くそれを欠いたまま進んでもし最後に通らなかつたら元も子もない。そのあたりも検討の中に入れていかなければならないと考えている。

## 2 教育学研究科教育実践高度化専攻 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の一部改正について

塩尻委員から、資料2により、教育学研究科教育実践高度化専攻 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を一部改正することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

## 3 静岡大学学部学生の大学院授業科目の受講に関する申合せの一部改正について

塩尻委員から、資料3により、静岡大学学部学生の大学院授業科目の受講に関する申合せの一部改正について説明があり、審議の結果、これを承認した。

<委員等から出された意見>

- ・ 4月1日から6単位以内から15単位の範囲内と改正されることで、各研究科（専攻）等で本申し合わせのための申し合わせを至急定める必要がでてきている。→基本的には各研究科においてこの申し合わせの下に申し合わせを作成されていると理解している。総合科学技術研究科では各専攻単位で単位数を設定出来るという形になっていると思う。→本専攻では専攻単位での申し合わせは確認できなかった。可能であれば例えば「6単位以内とする」とし「ただし15単位までは認めることができる」としていただくような形にはできないか。→総合科学技術研究科に本件に係る申し合わせの有無を確認させていただきこととし、それまでは保留とさせていただきたい。
- ・ 現状は紙ベース運用しているので学務情報システムと連携させて欲しい。→できるだけ紙ベースではない形に移行できるよう考えたい。
- ・ 本日は承認されないのか。→総合科学技術研究科に本件に係る申し合わせの有無を確認し、可能であれば本日承認いただきたい。
- ・ 改正理由には限られた範囲が対象となっているように見えるが、今後は各研究科におい

て15単位の範囲で決めて構わないということか。→各研究科（専攻）において教育の質を吟味しながら適用いただきたい。

・静岡大学情報学部・理学部・工学部及び農学部学生の大学院授業科目の受講に関する申合せが存在し、6単位という指定がされている。従って各学部、研究科の方で早期履修の申合せを継続できる。（\*この確認をもって本審議事項を承認とした。）

#### 4 静岡大学における「静岡大学認定商品」の称号授与に関する規程の制定について

川田委員から、資料4により、継続的な外部資金の獲得を目指すために、静岡大学関係標章を活用した「静岡大学認定商品」制度を導入することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

#### 5 静岡大学名誉教授の称号授与について

議長から、令和4年度末退職等、教授15名への静岡大学名誉教授の称号授与について、資料5及び別添資料により提案があり、審議の結果、これを承認した。

#### 6 農学部ふじのくにCNF寄附講座の設置について

川田委員から、資料6により、静岡県知事からの寄附講座の設置に係る寄附申し込みにかかる、農学部長からの寄附講座設置の申請について説明があり、審議の結果、これを承認した。

#### 7 静岡大学と静岡商工会議所との包括連携協定について

塩尻委員から、資料7により、静岡商工会議所との包括連携協定について説明があり、審議の結果、これを承認した。

#### 8 国立大学法人静岡大学と独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との連携・協力に関する協定書の廃止について

塩尻委員から、資料8により、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との協定書の廃止について説明があり、審議の結果、これを承認した。

#### 9 日本税理士会連合会との覚書の締結について

熊倉委員から、資料9により、日本税理士会連合会より、将来の租税教育を担う教員養成のため、大学における教育・研究活動費用の助成を目的とした本学への寄附の申し出があり、それに関する覚書について説明があり、審議の結果、これを承認した。

#### 10 学生の懲戒について

池田委員から、学生の懲戒について、別添資料により提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

### III 報告事項

#### 1 令和4年度第11回企画戦略会議（令和5年3月3日）報告

議長から、令和4年度第11回企画戦略会議（令和5年3月3日）報告について、資料10により報告があった。

- 2 令和3年度監事業務監査改善要望事項に対する改善措置事項について  
森田委員から、令和4年度における令和3年度監事業務監査改善要望事項に対する改善措置事項について、資料11により報告があった。
- 3 学長選考・監察会議の審議状況について  
田中学長選考・監察会議副議長から、令和4年度第4回～第5回の学長選考・監察会議の審議状況について、資料12により報告があった。
- 4 学長決裁により改正した規則等について  
議長から、学長決裁により改正した規則等について、資料13により報告があった。
- 5 教員採用等報告について  
議長から、教員の配置換23件、採用3件、昇任15件について、資料14により報告があった。

#### IV その他

議事終了後、議長から、今年度末をもって退任する評議員、陪席者、事務職員の紹介があり田島、喜多、猪川、坂本、田中、江口、片田の各評議員、丹野財務施設部長、白柳浜松キャンパス事務部長からの挨拶の後、議長から謝辞が述べられた。

以上